明日香村整備基本方針の見直し及び

第4次明日香村整備計画について

1.検討経過

奈良県明日香村に関しては、昭和55年に「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(明日香法)」が制定され、以来、同法に基づき、村全域が行為の許可が必要な歴史的風土保存地区に指定されるとともに、国の定める「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針(明日香村整備基本方針)」に基づいて奈良県が作成する「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画(明日香村整備計画)」に定める各種事業に対し、財政上の特例や明日香村整備基金といった住民生活安定のための措置を講じてきたところである。

第3次明日香村整備計画は平成21年度で終期を迎えることから、第4次明日香村整備計画に向け「明日香村における歴史的風土の保存等を今後一層推進するための方策はいかにあるべきか。(平成21年7月社会資本整備審議会答申)を受ける形で、平成22年3月23日に国土交通大臣から社会資本整備審議会長に「明日香村整備基本方針及び明日香村整備計画について」付議がなされた。

その後4月9日の第15回歴史的風土部会において、明日香村整備基本方針(案)について審議が行われ、明日香村整備基本方針(案)を一部修正の上了承された。 その後、奈良県及び明日香村の意見聴取、関係行政機関の長との協議手続きを経て、 5月28日に大臣から奈良県知事あてに明日香村整備基本方針が通知された。

明日香村整備基本方針に基づき、6月3日に奈良県知事から国土交通大臣に明日香村整備計画(案)についての協議がなされ、6月15日の第16回歴史的風土部会で、国土交通大臣が明日香村整備計画(案)に同意することについて全会一致で了承された。その後、関係行政機関の長との協議を経て、7月23日に国土交通大臣から奈良県知事あて明日香村整備計画(案)について同意する旨回答し、同日県において明日香村整備計画が公表された。

2. 明日香村整備基本方針の概要

1 計画作成の意義

明日香村は数多くの遺跡が全域にわたって存在し古代国家の形成過程を示しており、当時、東アジア諸国との間で深い交流があったことを示している点でも重要な地域。

人口減少や高齢化に伴う地域活力の低下等の課題に対応し、平成 22 年度 以降も歴史的風土の保存と調和のとれた総合的計画を作成することが必要。

2 計画の期間

10年間とする。 (平成22年度~ 平成31年度)

3 計画の基本的方向

立ち遅れた公共施設の整備水準の向上を最優先する段階から、地域の実情に応じた望ましい発展を目指す段階にあることに鑑み、明日香村の主体性を活かし、村の自立性を高めていくことに配意する。

歴史的風土にふさわしい景観の維持・向上

・法制定以前から存在する景観阻害要因の改善や、明日香村の歴史的風土にふさわしい景観の創出を図る。

歴史的文化的遺産の保存・継承とその利活用の推進

・歴史展示等のあり方について関係機関の共通認識を醸成しつつ、関係機関の連携による歴史的文 化的遺産の保存・継承とその利活用を推進する。

歴史的風土を活用した地域産業振興による地域活力の向上

・農林業等の振興を図るため、地域特産物の開発・育成等の取組を充実するとともに、歴史・文化 を活かした観光・交流の振興を図る。

生活環境の整備の推進

- ・歴史的風土の保存と住民生活との調和を図るため、生活環境基盤施設の整備を図る。 より効果的な施策実施につなげる仕組みの導入
- ・村の現状や各種施策の実施状況を定期的に把握・検証・評価し、これを踏まえてより効果的な施 策実施につなげる仕組みを導入する。

3.第4次明日香村整備計画の概要

1 第1~3次整備計画の成果

3 次にわたる整備計画により、住民生活を支える道路や下水道等の整備水準の向上が図られ、住民生活の安定と利便性の向上に大きく寄与。

2 明日香村の課題

- ・明日香村は周辺市町村と比べて人口減少や高齢化の進展の度合いが高く、また、農林業の衰退に伴う耕作放棄地の増大等により、明日香らしい景観への影響も懸念。
- ・明日香の価値は、この地において国家基盤が形成されたという 歴史そのものにあるが、明日香を訪れる誰もが歴史を体感で きる状況ではない。
- ・観光客数も年間80万人前後で低迷するなど、地域活力が減退。

3 第4次明日香村整備計画の基本理念・方向性

計画期間:平成22年度~平成31年度

歴史展示の推進

・我が国の古代国家体制が形成された地である明日香の歴史を、誰もが体感・回想できるよう歴史 展示の推進を図る。

歴史的風土の維持・向上

・歴史的文化遺産と周辺の環境が一体となった他に類例を見ない貴重な明日香の歴史的風土の維持・向上を図る。

歴史展示及び歴史的風土を活用した地域活力の向上

・「歴史展示」及び「歴史的風土」を活かし、「農」空間の維持・再生や観光・交流振興等の取り組み を進め、明日香村の地域活力向上を図る。

生活環境基盤整備の推進

・地域活力を支える生活環境基盤整備の推進を図る。

明日香村における歴史的風土の保存に関する諮問・答申等について

歴史的風土審議会

諮問	答申	事項	答申等の反映状況等
古都におけ	る歴史的風	上 の保存に関する特別措置法(古都保存法)	
(S41.1.13	3 公布、S41.4		
S42.5.29	S42.8.17	古都保存法第4条第1項の規定に基づく	歴史的風土保存区域の指定
		天理市、橿原市、桜井市、明日香村の歴史	(S42.12.15、391ha)
		的風土保存区域の指定について	
S43.1.12	S43.1.12	天理市、橿原市、桜井市及び明日香村歴史	歴史的風土保存計画の決定
		的風土保存計画について	(S43.1.26 告示)
S45.7.16	S45.9.11	飛鳥地方における地域住民の生活と調和	
		した歴史的風土の保存をいかにすべきか。	
飛鳥地方における歴史的風土および文化財の保存等に関する方策			風致地区の拡大
について (S45.12.18 閣議決定)			国営飛鳥歴史公園の整備
			(S51.10.29 閣議決定)
			(財)飛鳥保存財団設立
			(S46.4.12) 等
S46.3.11	S46.3.11	・ 天理市、橿原市、桜井市、明日香村歴	歴史的風土保存区域の変更
		史的風土保存区域の変更について	(S46.4.26 告示)
		・ 天理市、橿原市、桜井市、明日香村歴	歴史的風土保存計画の変更
		史的風土保存計画の変更について	(S46.4.26,S46.5.6 告示)
S54.3.8	S54.7.5	明日香村における歴史的風土の保存と地	明日香法公布・施行
		域住民の生活との調和を図るための方策	(S55.5.26)
		はいかにあるべきか	(主な施策)
			・国の負担又は補助の割合の
			特例
			・地方債についての配慮
			・明日香村整備基金
S55.7.16	S55.7.16	・ 明日香村歴史的風土保存計画(案)に	明日香村歴史的風土保存計
			画 (S55.8.18 告示)
		・ 天理市、橿原市、桜井市及び明日香村	明日香村整備基本方針
		歴史的風土保存区域の変更(案)につ	(S55.8.18 内閣総理大臣か
		いて エロオー 押店オー 松井 オスギロロ 香井	ら奈良県知事あて通知)
		・ 天理市、橿原市、桜井市及び明日香村	
		歴史的風土保存計画の変更(案)についる。	
		いて ・ 明日香村における生活環境及び産業基	
		盤の整備等に関する基本方針(案)に	
		盛の整備寺に関する基本方針(系)に ついて	
		J61 C	

諮問	答申	事項	答申等の反映状況等
S56.1.20	S56.1.20	明日香村における生活環境及び産業基盤	明日香村整備計画(S55.12
		の整備等に関する計画について	奈良県決定、S56.2.24 内閣総
			理大臣承認)
H 元.2.6	H 元.7.4	明日香村における歴史的風土の保存及び	明日香法改正(H2.3.31)
		生活環境の整備等を今後一層進めるため	(主な施策)
		の方策はいかにあるべきか	・国の負担又は補助の割合の
			特例措置の延長
H2.6.1	H2.6.5	明日香村における生活環境及び産業基盤	明日香村整備基本方針
		の整備等に関する基本方針(案)について	(H2.6.27 内閣総理大臣から
			奈良県知事あて通知)
H2.9.10	H2.9.13	明日香村における生活環境及び産業基盤	明日香村整備計画(H2.9 奈
		の整備等に関する計画について	良県決定、H2.9.26 内閣総理
			大臣承認)
H10.6.15	H11.3.25	明日香村における歴史的風土の保存及び	明日香法改正(H12.3.31)
		生活環境の整備等を今後一層進めるため	(主な施策)
		の方策はいかにあるべきか	・国の負担又は補助の割合の
			特例措置の延長
			・ 特定事業の対象拡大(政令
			改正)
			特別交付税の措置
			明日香村歴史的風土創造的
			活用事業交付金制度の創設
			国営飛鳥歴史公園の区域拡
			充(キトラ古墳周辺地区)
H12.6.13	H12.7.21	明日香村における生活環境及び産業基盤	明日香村整備基本方針
		の整備等に関する基本方針(案)について	(H12.8.2 内閣総理大臣から
			奈良県知事あて通知)
H12.8.9	H12.9.4	明日香村における生活環境及び産業基盤	明日香村整備計画
		の整備等に関する計画(案)について	(H12.9.28 奈良県知事作成)

社会資本整備審議会

諮問	答申	事項	答申等の反映状況等
明日香村小委員会第 1 次報告 (H16.8.20 歷史的風土部会了承)			明日香村歴史的風土創造的活
明日香村小委員会第 2 次報告(H17.2.9 歴史的風土部会了承)			用事業交付金制度の拡充
H20.9.25	H21.7.16	明日香村における歴史的風土の保存及び生活	
		環境の整備等を今後一層進めるための方策は	
		いかにあるべきか	
H22.3.23	H22.4.23	明日香村整備基本方針及び明日香村整備計画	明日香村整備基本方針
(付議)	(回答)	について	(H22.5.28 国土交通大臣から
			奈良県知事あて通知)
	H22.6.23		明日香村整備計画
	(回答)		(H22.7.23 奈良県知事作成)

古都保存法の体系

目的(第1条)

わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もつて国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする

古都の定義(第2条)

「古都」とは、わが国往時の政治、文 化の中心等として歴史上重要な地位を有 する京都市、奈良市、鎌倉市及び<u>政令で</u> 定めるその他の市町村をいう

歴史的風土の定義 (第2条)

「歴史的風土」とは、我が国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第二条第一項 の政令で定める市町村は、天理市、橿原市、桜井市、奈良県生駒郡斑鳩町、同県高市郡明日香村、逗子市及び大津市とする

歴史的風土保存区域の指定(第4条) (国土交诵大臣指定)

- ・歴史的風土の保存上、必要な土地の区域を指定
- 決定にあたっては、社会資本整備審 議会等に意見聴取

歴史的風土保存区域内における行為の届出 (第7条)

建築物の建築等一定の行為については知事への届出が必要

<u>歴史的風土保存計画(第5条)</u> (国土交通大臣決定)

- ・行為規制、関連施設の整備、指定基準、土地の買入れに関する事項
- ・決定にあたっては、社会資本整備審 議会等に意見聴取

歴史的風土特別保存地区内における行為の 許可 (第8条)

建築物の建築等一定の行為については知 事の許可が必要

歴史的風土特別保存地区の決定(第 6 条)

(府県知事決定)

歴史的風土保存計画に基づき、歴史 的風土保存区域内の枢要な部分を特別 保存地区として都市計画決定

土地の買入れ等(第9条、第11条等)

- ・不許可処分に対し、損失補償及び土地の買入れ
- ・土地の買入れ、保存施設整備等に対し国が補助

特別保存地区の特例(第7条の2)

奈良県明日香村については、同村における歴史的風土がその区域の全部にわたって良好に維持されており、特に、その区域の全部を特別保存地区に相当する地区として都市計画に定めて保存する必要があることにかんがみ、明日香法により本法(第4条から第6条)の特例等が定められている

社会資本整備審議会の調査審議等(第16条)

社会資本整備審議会は、国土交通大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、歴史的風土の保存に関する重要事項を調査審議する。

明日香法の体系

目的(第1条)

明日香村の歴史的風土が、明日香村の全域にわたつて良好に維持されていることにかんがみ、住民の理解と協力の下に保存するため、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の特例及び国等において講ずべき特別の措置を定める

歴史的風土保存と住民生活の調和を 図るための措置

歴史的風土保存のための土地利用規制等

明日香村整備基本方針(第4条)

(国土交通大臣決定)

- ・明日香村における生活環境及び産業基 盤の整備等に関する基本方針
- ・決定にあたっては、社会資本整備審議 会等に意見聴取

明日香村歴史的風土保存計画(第2条)

(国土交通大臣決定)

- ・村全域を対象。行為規制、土地利 用等に 関する事項
- 決定にあたっては、社会資本整備審議会等に意見聴取

明日香村整備計画(第4条) (奈良県知事作成、国土交通大臣同意)

- ・生活環境及び産業基盤の整備等を推進 するため、基本方針に基づき策定
- ・同意にあたっては社会資本整備審議会 等に意見聴取

(内容)

- ・生活環境の整備(道路、河川、下水道等)・産業の振興(農業、林業、観光)
- ・歴史的風土の保存と文化財の保護

第1種・第2種歴史的風土保存地区に関する都市計画決定 (第3条)

(奈良県知事決定)

明日香村歴史的風土保存計画に基づき村 全域について決定

- ・第1種保存地区歴史的風土保存上枢要な部分を構成し、現状の変更を厳に抑制する地域
- ・第2種保存地区 歴史的風土の維持保存を図るため、著し い現状の変更を抑制する地域
- ・建築物の新築等一定の行為については知 事の許可が必要

国の負担又は補助の割合の特例(第5条)

明日香村整備計画に基づいて行う一定 の村事業の国庫補助率等をかさ上げ

地方債についての配慮等 (第6条)

明日香村整備計画に基づいて行う事業のための地方債について特別の配慮

明日香村整備基金(第8条)

(総額31億 国24億、県6億、村1億) 運用益により以下の事業を実施

- ・歴史的風土保存を図るための事業
- ・土地の形質、建築物等の意匠等を歴史的風土と調和させるための事業
- ・歴史的風土保存に関連した、住民生 活の安定向上、利便増進のための事 業

土地の買入れ等(古都保存法第11条)

- ・不許可処分に対し、損失補償及び土地の 買入れ
- ・土地の買入れ、保存施設整備等に対し国が補助

年月日			
H20. 9.25	•	国土交通大臣より社会資本整備審議会に諮問 「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいか にあるべきか。」	
	•	同諮問について、社会資本整備審議会から都市計画・歴史的風土分科会に付託 同諮問について、同分科会から歴史的風土部会に付託することについて同分科会にて了承 同諮問について、明日香村小委員会を設置して審議することについて同部会にて了承	
H20.10.17	•	第 1 回明日香村小委員会	
H21. 1. 6	•	明日香村小委員会による現地視察、意見交換	
H21. 2.10	•	第2回明日香村小委員会	
H21. 4.17	•	第3回明日香村小委員会	
H21. 4.28	•	明日香村小委員会報告(案)についてのパブリックコメントの実施(~5.14)	
H21. 5.29	•	第 14 回歴史的風土部会及び第 4 回明日香村小委員会合同会議 「歴史的風土部会報告」ならびに「明日香村小委員会報告」について了承	
H21. 6.15	•	同報告について都市計画・歴史的風土分科会長から社会資本整備審議会長へ報告	
H21. 7.16	•	社会資本整備審議会長より国土交通大臣へ答申 「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいか にあるべきか。」	
H22. 3.23	•	国土交通大臣から社会資本整備審議会長に付議 「明日香村整備基本方針及び明日香村整備計画について」	
H22. 3.30	•	同付議について、都市計画・歴史的風土分科会に付託 同付議について、歴史的風土部会に付託	
H22. 4. 9	•	第 15 回歴史的風土部会 「明日香村整備基本方針(案)」について、「適当である」との議決	
H22. 4.12	•	同議決について都市計画・歴史的風土分科会長から社会資本整備審議会長へ報告	
H22. 4.23	•	社会資本整備審議会長から国土交通大臣へ回答 「明日香村整備基本方針」について	
H22. 4.27		国土交通大臣から奈良県及び明日香村に意見聴取、関係行政機関の長あて協議	
H22. 5.28		国土交通大臣から奈良県知事あて「明日香村整備基本方針」を通知	
H22. 6. 3	•	奈良県知事から国土交通大臣あて「明日香村整備計画(案)」について協議	
H22. 6.15	•	第 16 回歴史的風土部会(於 奈良県立万葉文化館) 「明日香村整備計画(案)」に同意することついて、「適当である」との議決	
H22. 6.21	•	同議決について都市計画・歴史的風土分科会長から社会資本整備審議会長へ報告	
H22. 6.23	•	社会資本整備審議会長から国土交通大臣へ回答 「明日香村整備計画」について	
H22. 6.28	•	国土交通大臣から関係行政機関の長あて協議	
H22. 7.23	•	国土交通大臣から奈良県知事に明日香村整備計画 (案)について同意の回答 奈良県知事が明日香村整備計画を策定・公表	